

vol. 1 個人情報保護と管理

（財）世界人権問題研究センター 研究第一部長  
神戸大学大学院法学研究科教授

坂元 茂樹 1

vol. 2 ホームレスの人権

（財）世界人権問題研究センター 研究第一部長  
神奈川大学大学院法学研究科教授

阿部 浩己 3

vol. 3 多文化化する日本社会

（財）世界人権問題研究センター 研究第三部長  
京都造形芸術大学 客員教授

仲尾 宏 5

vol. 4 安楽死をめぐるオランダの動向

（財）世界人権問題研究センター 研究第一部長  
甲南大学 法学部教授

中井伊都子 7

vol. 5 家庭内暴力への気づき

（財）世界人権問題研究センター 研究第四部長  
立命館大学大学院応用人間科学研究科教授

中村 正 9

vol. 6 子どもへの性暴力について

NPO法人女性と子どものエンパワメント関西理事長  
ジャーナリスト

田上 時子 11

vol. 7 現実の部落の実態を知る

（財）世界人権問題研究センター 研究第一部長  
関西大学 社会学部教授

石元 清英 13

vol. 8 成立した「高齢者虐待防止法」

高齢社会をよくする女性の会・京都代表

中西 豊子 15

vol. 9 「発達障害者支援法」を  
知っていますか

（財）世界人権問題研究センター 研究第四部長  
ジャーナリスト

福田 雅子 17

vol. 10 国連「人権教育のための  
世界プログラム」について

（財）世界人権問題研究センター 所長  
同志社大学 法学部教授

安藤 仁介 19

ある日突然、身に覚えのない架空請求が自宅に送られてきたら誰でも驚くはずです。しかも、請求書に住所や名前、勤め先まで正確に記載されていたとしたら、パソコンの普及などによる高度情報化社会の進展は、その便利さの一方で、個人情報的大量かつ瞬時に移動することを可能にしたといえます。個人情報の売買を目的とした個人情報の漏えいや流出の事件は後を絶ちません。知らないうちに、知らないところで自分の個人情報が悪用される危険性があります。

個人情報の保護に関する法律は、二〇〇五年四月一

日から個人情報取扱事業者に対する義務規定などが全面施行されました。同時に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する行政機関個人情報保護法なども施行されました。これらの法律は、行政機関や五千名以上の個人データをもった個人情報取扱事業者に対して、業務で知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならないことを義務づけています。同法が定める個人情報の適正な取扱いは、経済協力開発機構（OECD）が定めた八原則（一）目的明確化の原則、（二）利用制限の原則、（三）



収集制限の原則、（四）データ内容の原則、（五）安全保護の原則、（六）公開の原則、（七）個人参加の原則、（八）責任の原則）を基礎に構成されています。

しかし、マスメディアからは、国民の「知る権利」に応える「報道の自由」や「表現の自由」が「個人情報の保護」を理由に侵されないよう法を運用する必要があり、日弁連も、行政機関の判断により利用目的の変更などが広く認められ、「保護」法というよりは「利用」法だと批判しているなど、今後の運用を慎重に見守る必要があるといえます。いずれにしても、自己の個人情報を自己で管理する自己情報コントロール権といった考え方が必要な社会が到来しています。



財世界人権問題研究センター研究第一部囁託研究員・神奈川大学大学院法務研究科教授 阿部 浩己

居住権に関わる問題を調査する国連人権委員会の特  
別報告者が二〇〇五年三月に提出した年次報告書は、  
世界各地におけるホームレス(野宿生活者)の原因と  
影響を多角的に分析するものでした。国際人権法は、  
すべての人に平穩にかつ尊厳をもって居住する権利を

保障しています。ホームレスの状態はこの権利と真正  
面から衝突するわけですが、右の報告書は、世界に今、  
一億人ものホームレスがいることを明らかにしています。

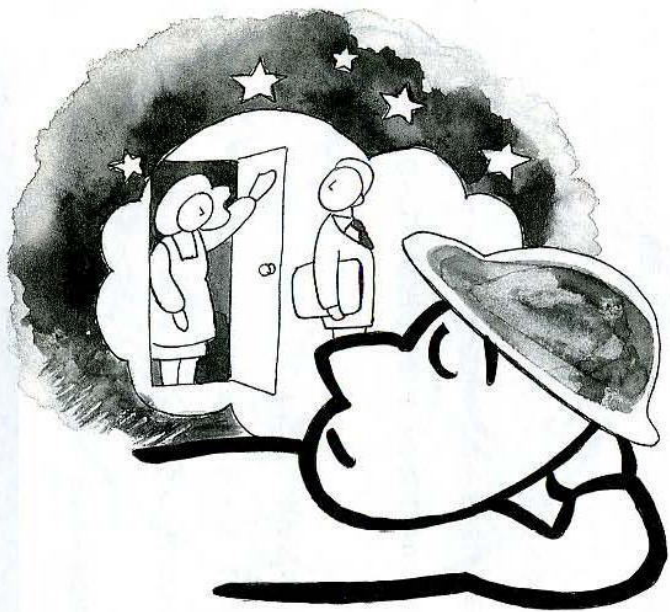
ホームレスの多くは構造的に導かれています。特に  
国際金融機関が主導する経済政策は実質賃金・最低賃

金の低下や多くの失業を生み出し、その直撃を受けた  
ペルーではホームレスの数が五〇〇万人にのぼってい  
ると報告され、また、インドや中国でも経済開発に伴  
う強制立ち退きにより、多くの人たちがホームレスの  
状態に陥っています。

先進工業国もホームレスの問題から無縁ではありま  
せん。日本では、二〇〇二年にホームレスの自立支援  
等に関する特別措置法が制定され、この法律に基づい  
て行われた全国調査によると、二〇〇三年初頭の時点  
で、確認されただけで二万五千人余りの人たちがホー

ムレスの状態にあることがわかりました。その大半が  
中高年の男性でした。ホームレスに至った理由の七割  
近くが、仕事の減少、倒産・失業によるもので、経済  
構造の変化によりホームレスがつくりだされているこ  
とが分かります。ホームレスは、居住権を侵害されて  
いるだけでなく、差別や暴力の対象となることも少な  
くありません。かれらは、社会の「内なる難民」なの  
です。

健康や福祉などの手当ではもちろん緊急に必要なも  
のです。しかしより根本的には、安心して暮らせる住  
居の保障という居住権の要請をきちんと制度化するこ  
とが大切です。居住の問題は、市場の論理ではなく、  
人権の要請によって決せられるべきものであることを  
忘れてはなりません。





財世界人権問題研究センター研究第三部長・京都造形芸術大学客員教授 仲尾 宏

「有道出人（あるどう でびと）」という人に最近あいました。この人はアメリカ出身の人ですが、国籍は日本です。つまり「帰化」という方法で日本国籍を取得したのです。

ところがこの人は北海道の小樽市でお風呂屋さんから入場を断られました。お風呂屋さんはお風呂に入港するロシア人船員の入浴マナーが悪く、日本人客が減少した、ということから断ったということですが、それならマナーをよく説明して、どうしてもマナーを守らない人だけを入場禁止にすべきだったのにそうはな

りませんでした。そこで有道さんは重大な人権侵害だとして札幌地裁に提訴しました。判決は有道さんの主張をみとめてお風呂さんの行為は人種差別だという判決をくだしました。

有道さんだけでなく、最近では欧米系、アフリカ系、そしてアジアの人々も日本の国籍をとる人が増えています。法務省の統計では毎年一万五千人以上が「帰化」を認められています。また、外国人と日本人との間に生まれた子どもたちも急増しています。

このようにみると「人」の面でも日本社会の多文化化現象はとても速いスピードで進行しているといえます。いろいろな民族的出自をもったひとびと、父母あるいは祖父母が伝えてきた母国の文化を背景としてもっているひとびとがどの地域、どの町にもおられるのです。このひとびとの担っている文化がまた日本社会の文化を多様にし、活性化していることはまちがいないでしょう。文化に優劣はありません。いろいろな人が混住し、それこそ「メルティング・ポット（るつぽ）」の状況の中で新しい文化を人類は生み出してきました。多文化社会こそ新たな可能性を持った社会であると考え、いろいろな文化をもったひとびとの人権がわけへだてなく尊重される社会であることが望ましい、という教訓を有道さんの行動は示しているといえるでしょう。





# 安楽死をめぐるオランダの動向

財世界人権問題研究センター研究第一部嘱託研究員・甲南大学法学部教授 中井 伊都子

二〇〇一年に世界ではじめて、一定の条件の下での医師による※安楽死と※自殺補助（ほうじょ）を合法化する法律がオランダで採択されました。オランダでは消極的安楽死（たとえば延命のための輸血の打ち切り）や間接的安楽死（鎮静剤の大量投与の副作用としての死亡）は通常の医療行為とみなされており、いわゆる「積極的安楽死」のみを安楽死として扱っています。

この法律は必ずしも患者の「死ぬ権利」を保障したものであるのではなく、あくまでも刑法が規定する嘱託殺人罪を、医師によって「相当な注意」の条件（患者の十分

に考慮された自発的要請、耐え難い持続的苦痛・苦悩、回復の見込みがないこと、他の医師の意見など）の下で行なわれた場合には適用しないという内容です。これによって、一九七〇年代初めからの激しい議論の中で示された判例やオランダ法務省のガイドラインがようやく法制化されたわけですが、同時に、安楽死審査委員会の監視が事後に限られること、「自発的」「耐え難い」などの基準のあいまいさによる濫用の危険性などの問題点も指摘されています。

一方、オランダでは、自らの意思を表明できない幼児や認知症の患者などの生命を終焉させる行為も実際多数行なわれていることが報告されていますが、新生児についてオランダ政府は、医療現場で用いられている要件（回復の見込みなし、耐え難い苦痛、二組の医師の意見の一致、両親の同意）を法律の変更などは行わずに政策として採用することを明らかにしています。

人間の尊厳に最も深く関わる困難な問題を、常にオープンに議論してきたオランダ社会の姿勢は見習いつつ、積極的安楽死の是非や自らの意思を明らかにできない患者の扱いについての議論を、日本に住む私たちも深めていくべき時に来ているのではないのでしょうか。



※安楽死：自発的（患者の意思に基づいている）で積極的（死に至る薬剤を投与する）なもの

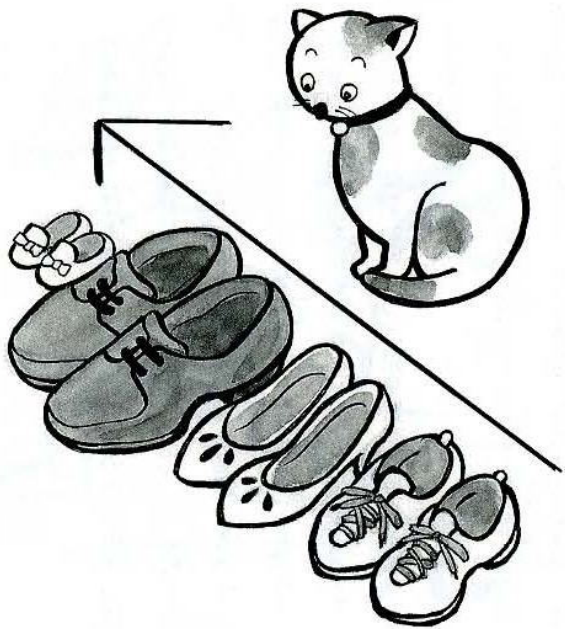
※自殺補助：患者が自らの生命を終焉できるように、医師が死に至る薬剤を処方あるいは提供すること



財団法人権問題研究センター研究第四部嘱託研究員・立命館大学大学院応用人間科学研究科教授 中村 正

家庭内の様々な形態の暴力が社会問題とされつつあります。子どもへの虐待、夫婦間のドメスティック・バイオレンス、介護を必要とする親への高齢者虐待、思春期の子どもから親への暴力などがあります。親子同士はその距離の近さゆえに、罵りあい、憎しみあうこととなりがちです。もちろん、それは、いたわりあい、支え合うことと裏腹な関係にあります。分かっている欲しい、こんなふうにして欲しいという感情がそこに介在し、家庭内暴力の独特さがつくられていきます。

家庭内暴力を受けると、身体に傷がつくことはもちろんですが、心も傷つきます。親しくしている人からの暴力だからそれは特別な傷つきとなるのです。また、家庭内暴力は、長期にわたり、繰り返し、断続して起こります。家庭内暴力のきっかけとして、「それはささいなことだった」とよく殴る人はいます。でも、ささいなことであっても被害を受ける人にとっては深刻です。そんなささいなことでもどうしてこんなに暴力が起こるのか、恐れをいだきながら日々を一緒に過ごすこととなるからです。「卵の殻の上で暮らしている



ようだ」とよく言われます。こうして、家庭内暴力の被害者は、いつもなにかに怯え、敏感になり、息苦しいものとなってしまいます。乳児や要介護老人などは声さえあげられないのです。こうなると安らぎの場としての家庭どころではありません。

やっかいなことに、世間体もあり、加害者が殴らない時もあり、場合によっては謝罪もするので、なかなか表面化しないのが家庭内暴力です。こうした環境に長くいると、正常な感覚が麻痺していきます。家族を訴えることとなるので、援助を求めることすら罪悪だと感じてしまうのです。

しかし、たとえ家族同士であってもそれは暴力です。被害者が援助を求めると、殴っている者が加害に気づき非暴力へと歩みだすことから変化がはじまります。

NPO法人女性と子どものエンパワメント関西理事長 田上 時子

警察庁の発表によると、二〇〇四年の小学生への性暴力は一、四五四件と、この一〇年間で三二・八%も増加しています。子どもへの性暴力はなぜ起こるのでしょうか？なぜ子どもが性暴力に遭いやすいのでしょうか？

性暴力とは暴力の形が「性的」だということですが。痴漢、強姦、強制わいせつ、児童買春、児童ポルノなどをいいます。

暴力はパワー（力）とコントロール（支配）、力の落差の濫用ですから、力の落差があればあるほど、暴力は起こりやすいのです。大人と子どもの力の落差は歴大（ぼうだい）で、支配欲を満たしてくれます。子

どもは相手を信頼しやすく、自分のことを構ってくれる大人を拒否しません。だからターゲットになりやすいのです。

では、子どもを性暴力から守るためにはどうしたらいいのでしょうか？一つは力の落差を濫用されにくくすることです。それは子ども自身が自分の身を守るためにできることを知ることです。これをエンパワメント（内なる力を引き出す）といいます。「NO（イヤだという）」「GO（その場を離れる）」「TELL（誰かに相談する）」の3つです。

次に治療について見てみましょう。

多くの人は性暴力を受けたら、あとの人生は台無しだといわれたり、すべての行動が性暴力のせいになります。性暴力を受けた子どもの回復は可能なのです。子どもは話をしようとしたときに親や親に代わる誰かに信じてもらい、支えてもらい、確認してもらえば、健全に育ちます。一番よくないのは「沈黙を守る」方なのです。

国連の「子どもの権利条約」を日本が批准して一〇年になります。この条約第三四条に「性的搾取・虐待からの保護」が謳（うた）われています。子ども達には性暴力に遭わない権利があり、大人のわたし達はその権利を守る義務があるということを確認しておきたいと思います。



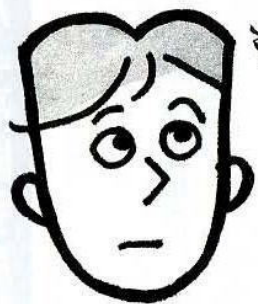


部落差別は血筋にもとづく差別だといわれます。でも、本当にそうでしょうか。学生に自分の曾祖父の名前を知っているかと尋ねると、ほとんどの学生がまったく知らないと答えます。自分の三代前がよくわからない、そういう時代なのです。たとえば、Aさんが

Bさんを部落民とみなし、差別的な言動を行ったとします。では、AさんはどうしてBさんを部落民とみなしたのか。Bさんの祖先をたどり、Bさんの四代前、五代前が江戸時代の賤民身分であったことを確かめたうえで、Bさんを部落民とみなすのでしょうか。自分

自身の三代前もよくわからないのに、赤の他人の五代前など、わかるはずはありません。結局、Bさんは部落といわれる所に住んでいる、住んでいた、住んでいたかも知れないということで、Bさんを部落民とみなしているにすぎないのです。

一九九〇年にある自治体が実施した調査では、同和地区に居住する世帯のうち、自分たちは同和地区に流入してきた世帯で、部落の出身ではないと回答した世帯が九、八八五世帯、把握されました。これらの世帯の世帯主に部落差別を受けたことがあるかと聞いたと



ころ、一三、八%があると回答しています。自分は部落民ではないと思っても、部落に住んでいるということだけで部落民とみなされ、差別を受けるのですが、したがって、「部落民とみなされた人が部落民だ」としかいえないのです。

現在の日本では、自分が生まれた場所に住み続け、そこで一生を終えるという人は少なくなってきています。部落でも同様で、人口の流入が続いており、この傾向は、年々、強まっています。したがって、部落は江戸時代の賤民身分の人たちの子孫が代々、住み続けている閉鎖的なコミュニティであるとする見方は、現実からかけ離れているといえます。私たちは、偏見や誤解にとらわれず、現実の部落の実態を知る必要があります。



# 成立した「高齢者虐待防止法」

高齢社会をよくする女性の会・京都代表 中西 豊子

数年前から施設や在宅で起こるさまざまな虐待行為に注目が集まるようになりました。国会でもその実態に目を向け、遂に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」がこの十一月一日可決成立しました。この法律では、虐待を受けた高齢者の保護のほか、防止のための養護者の負担軽減、国等の責務もうたっています。関係者には待たれていた法律です。

日本では高齢者の増加に伴って、医療や介護の現場で縛られている人が目に付くようになりました。それには「抑制」という言葉が使われ、まるで看護や介護

に欠かせないかのような印象を与えてきました。しかし、これは明らかな虐待の一つです。さすがにこんなことは人権感覚からはあってはならないと、数年前厚生労働省令によって身体拘束が禁止されました。

身体拘束とは、ベッドや車椅子に体や手足を縛ったり、ベッドに柵をつくる、部屋に閉じ込めるなど、自由に動けなくすること全部をいいます。禁止になっても、点滴の間、動かないようにと縛る、徘徊のある人には夜間の閉じ込めなど、今も無くなっている人はいません。

現場では日々ハードな仕事を、少ない人数でこなしています。だからといって仕方ないことでしょうか。他に方法は無いのか、病院でも施設でも家庭でも是非考えていただきたいのです。

福岡の、ある病院ではもう十年ほど前から、床ずれゼロ、抑制廃止を実現しています。ここは老人福祉施設も併設していますが、院長以下職員全員が理想の看護・介護を目指して日夜研究と研修を行い実践しています。人権を大切にされたケアが、素晴らしい看護・介護を実現しているのです。こうした試みをしている病院や施設は増えていると信じていますが、更に全国に広がって欲しいと思います。新しい法律が、実効あるものになるかどうかは、私たち一人ひとりの意識にもかかっています。人生の終焉のときまで、誰もが自身でありたいものです。



# 「発達障害者支援法」を知っていますか

vol.9

(財)世界人権問題研究センター研究第四部長・ジャーナリスト 福田 雅子

二〇〇五年四月一日から「発達障害者支援法」が施行されています。これまでは知的な発達の遅れがなければ障害とは認められず、福祉サービスの狭間に置かれていた発達障害者（児）の支援などを、国や自治体に義務づけています。

この法律は発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義。発達障害を早期に発見し、適切な

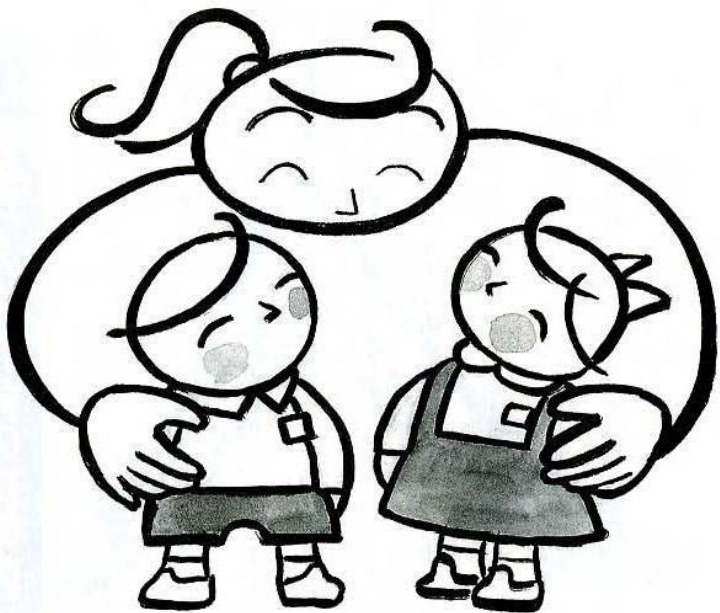
教育や医療につなげる体制の整備など、自立と社会参加を図るための支援を総合的に規定しています。

教育の分野では「特別支援教育」として、LDやADHDを含めて障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、生活や学習上の困難を改善するための教育的支援が行われています。文部科学省の調査によると、学習や行動面で困難を抱え、LDやADHDの疑いがある子どもは小・中学生の約六%いるとされており、知的発達の遅れを伴う自閉症の子どもを含めると、この法律の対象となる児童生徒はさらに増えると思われ

ると思われ

る。その他、本人や家族の相談・支援拠点となる「発達障害者支援センター」を指定することを中心に、乳幼児検診や就学時の検診で発達障害を早期に発見する体制の整備、専門医療機関の確保、就労支援などについて定めています。

社団法人自閉症協会京都府支部では「自閉症児を守る会」を設立して三十五年、さらに「社団法人」としての活動十六年を重ねられ、今「発達障害者支援法」ができた喜びを機関誌に綴られています。「座談会「障害特性（うちの場合）」では、小学生と高校生の子どもを持つ親として、それぞれの個性的な日常が語り合われています。家族の魂の触れ合いが活写されていて、「人間の尊厳」に打たれます。





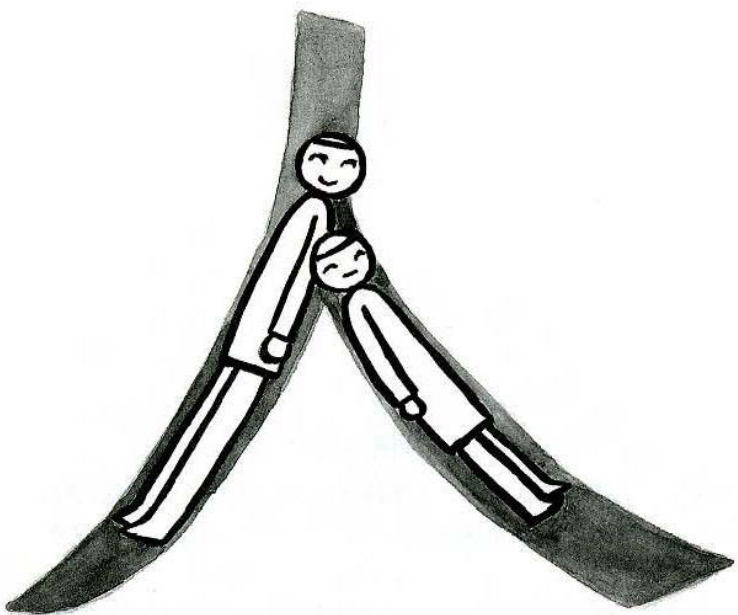
(財)世界人権問題研究センター所長・同志社大学法学部教授 安藤 仁介

皆さんは「人権教育のための国連一〇年」をご記憶でしょうか。国連一〇年は、一九九四年、国連総会が「一九九五年以降の一〇年を人権教育の強化促進に充てる」ことを決議して始まりました。その一〇年を引き継ぐ形で、二〇〇五年に始められたのが、国連「人権教育のための世界プログラム」です。世界プログラムでは、まず第一段階として三年の期間を定め、そのうえで初等・中等教育における人権教育に重点を置いています。

プログラムは教育活動を進めるための九つの原則を

示していますが、そのなかで人権が普遍的なものであり、すべての人に保障されるべきものであることを強調しています。もちろん人にはそれぞれ生まれ持った個性や特徴があり、他人と違う点が少なくありません。したがって自分と他人との違いを正面から認め、それをお互いに尊重すること、自分と違うからといって差別しないこと―それこそが人権教育の基礎であり、そのためには世界人権宣言などの知識を身につけ、知識を実行に移す訓練が必要なのです。

人権は普遍的で世界共通のものです。教育活動の



九つの原則はまた、人権教育が異なった文化や歴史を踏まえるべきことを指摘しています。さらに日常生活に根差しながら社会を変えるような力を育むことを重視しています。言い換えれば世界にはいろいろな文化や歴史があり、それは社会の日常生活に反映されているが、普遍的な人権を実現するために必要な場合には、それを変える力を持つことが大切なのです。

今日でも世界には、特定の個人を崇拜させその支配を続けるために、きわめて偏った「教育」を住民に押し付けている政府が残っています。「人権教育のための国連一〇年」や「人権教育のための世界プログラム」はそうした「教育」を廃し、すべての人の幸せに繋がる「教育」を実現することを目指しているのです。